

共有デジタル地図成果の利用に関するFAQ (Ver1.0.1版)

本FAQは、自治体職員が、現在配布中の共有デジタル地図成果を利用するに当たり、日常業務で起こりそうな運用上の疑問を整理したものです。

なお、共有デジタル地図成果品の利用につきましては、「共有デジタル地図成果利用ガイドライン」を熟読の上でのご利用をお願いいたします。また、今後利用ガイドラインが改訂される場合、FAQの見解も変わることがありますのでご了承をお願いいたします。

【用語およびデータの内容等についての質問】

Q1 利用出来る「共有デジタル地図成果」の内容について教えてください。

回答：利用できる「成果」としては、まず、平成18年度に撮影された三重県全域の空中写真についての「撮影原データ」と、それを元に加工を行った「1/2,500写真地図データ」と「1/10,000写真地図データ」の合計3種類の「撮影成果」があります。撮影時期は、平成18年11月から平成19年3月までの間です。

更に、撮影原データを元にして、現地調査等の結果等を加味作成した「数値地形図成果」を作成中です。三重県下を3つの地域に分類して、それぞれA地区・B地区・C地区としています。現在A地区データが平成19年度に完成して関係市町に配布されています。B地区・C地区については現在作業中で、平成20年度末完成を予定しています。

「数値地形図成果」は、様々なコンピュータソフトウェアで利用出来るように、「DMデータ」・「Shapeデータ」・「DXFデータ」・「JPJIS準拠XMLデータ」・「PDFデータ」の5種類の形式で提供を予定しています。

これらの「共有デジタル地図成果」は、三重県全域という広い範囲を整備するため、地域によって数ヶ月～1年の作成時期の差異があります。詳細な成果作成時期については自治会館組合にお問い合わせ下さい。

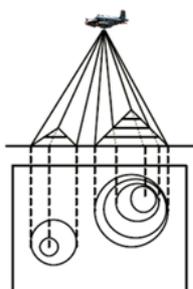
本FAQで扱うデータの種類		
共有デジタル地図成果	撮影成果	撮影原データ
		1/2,500写真地図データ&PDF
		1/10,000写真地図データ&PDF
	数値地形図成果	DMデータ
		Shapeデータ
		DXFデータ
		JPJIS準拠XMLデータ
		PDFデータ

Q2 「撮影原データ」とは何ですか。

回答：利用できる空中写真は、航空機に空中写真撮影専用のデジタルカメラを搭載し、ほぼ垂直下の地表を撮影した画像データです。この撮影したそのままのデータを「撮影原データ」と呼んでおり、従来のアナログカメラのフィルム画像にあたります。

「撮影原データ」は、カメラで撮影したそのままのデータですので、近くは大きく写り、遠くは小さく写ります。また、画面の中心から離れるほど画像は歪みます。従って、このデータを直接地図等と重ねても重ならない部分が出てくるため、場合によってはデータ補正が必要となります。

今回の撮影緒元は、従来のアナログカメラで言えば縮尺 1/8,000 の撮影に相当し、解像度（判読できる大きさ）は地上 10 cm 程度となっています。



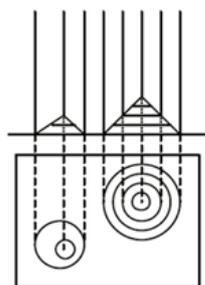
Q3 「写真地図データ」とは何ですか。

回答：コンピュータにより「撮影原データ」の歪等を補正し、地図のように方向や距離が正しくなるように加工した写真画像を指します。従来は「デジタルオルソフォトデータ」と呼ばれていました。

「写真地図データ」は、航空写真の歪みが補正されていますので、印刷して地形図の代わりに使用したり、GIS（地理情報システム）等の背景データとしてそのまま使用する事ができます。ただし、地図と同様、歪補正の手法等により様々な精度のデータを作ることができますのでご注意ください。

今回は、縮尺 1/2,500 程度で利用出来るデータと、画像を荒くしてデータ量を少なくした縮尺 1/10,000 程度で利用出来るデータの2種類を提供いたします。

縮尺 1/2,500 写真地図データの緒元は、解像度（判読できる大きさ）が地上 40 cm で、水平位置誤差は 2 m 程度となっています。



Q4 「撮影原データ」と「写真地図データ」はそれぞれどのような利用が考えられますか。

回答：地形図の代替や、GISの背景図としての利用であれば、既に写真の歪が補正されている「写真地図データ」の利用が最適と考えられます。「写真地図データ」上では距離や方向の計測も可能となります（精度にはご注意ください）。

一方、「撮影原データ」の利用方法としては、もっと鮮明度の高い写真を見る為にデータをそのまま拡大して閲覧する場合と、空中写真測量の技術を使って、異なる精度の写真地図データを再作成したり、数値地形図を作成したりする場合があります。

Q5 「数値地形図成果」とは何ですか。

回答：「地形図」とは、地形や景況を現わす道路や建物・等高線などを絵的に表現したいいわゆる「地図」を差し、通常「白図」と呼ばれています。自治体でよく使われる「地形図」としては「都市計画基本図」があります。

「地形図」のうち、コンピュータ等を使ってデジタルデータとして作成された地形図を特に「数値地形図」と呼びます。コンピュータでは、ソフトウェアにより扱えるデータの記録方法（記録形式）が異なりますので、複数の記録形式でデータを提供いたします。

「DM データ」と「JPJIS 準拠 XML データ」は公共測量成果として国土交通省国土地理院における標準成果となっている形式です。「Shape データ」はGIS(地理情報システム)にて最も多く利用されているデータ交換形式の1つです。「DXF データ」はCAD(コンピュータ支援設計システム)にて最も多く利用されているデータ交換形式の1つです。「PDF データ」は、電子文書にて最も多く利用されているデータ交換形式の1つです。

今回提供する「数値地形図成果」は、道路縁の地図精度をレベル1,000(縮尺1/1,000相当)その他をレベル2,500としており、様々な自治体管理図面のベース(白図)としての利用を想定しています。また、この地形図を縮小編纂(加工)したレベル10,000の数値地形図も今後提供する予定です。

Q6 データは三重県全域について利用できますか。

回答：山地も含め三重県全域について利用出来ます。

ただし、利用者の所属する自治体以外の地域データ利用については、一度三重県自治会館組合にお問い合わせ下さい。なお、一部種類の成果については、刊行物として出版いたします(参照 Q9)ので、市町・県以外の方はご購入していただく場合があります。

Q7 共有デジタル地図成果は公共測量成果ですか。

回答：共有デジタル地図成果は、公共測量成果です。共有デジタル地図成果作成にあたっては、測量法第 36 条にある計画書を提出し国土地理院長の技術的助言を踏まえて作成しております。ただし、数値地形図成果については現在作業途中であることから、現時点では測量法第 40 条にある「成果の提出」及び第 41 条にある「測量成果の審査」は受けておりません。

現時点で提供する成果のご利用にあたっては、この点をご了承いただきますようお願いいたします。なお、提供されている成果は、公共測量作業規程に基づく精度管理を経て作成しており、実務でのご利用は可能です。(参照 Q26)

また、公共測量の詳細については、国土交通省国土地理院ホームページ (<http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/index.html>) をご覧下さい。

Q8 共有デジタル地図成果はどのような手続きで利用出来ますか。

回答：共有デジタル地図成果は、公共測量成果ですので、原則測量法の手続きに準じます。従って、データの利用に際し、内部利用や一時利用の場合等を除いては、三重県自治会館組合への複製承認（測量法第 43 条）若しくは使用承認（測量法第 44 条）手続きを行う必要があります。また、デッドコピーや測量成果として不適切な使用は当然禁止されますし、営利目的での複製については、別途データ使用料が必要となります。

三重県自治会館組合では、手続きを出来るだけ繁雑にしないようにするため、市町・県に対しては次の措置を講じます。

- ・ 「自治体からの測量法申請は、メールでの申請を認める」
- ・ 「自治体での窓口コピーサービス（A3 サイズまで）は、刊行物への少量地図挿入と位置づけて測量法上の手続きを不要とする」
- ・ 「委託業者や工事業者へのデータ貸与における、データの複製申請は不要とする」
- ・ 「自治体が共有デジタル地図成果を利用して新たな成果品を作成した場合、三重県自治会館組合への成果品の提出は不要とする」

なお、公共利用性の高いデータについては、刊行物として委託販売を検討しています。(参照 Q9)

以下に利用別手続き概略を示します。FAQを御確認いただいても判断に迷う場合は、三重県自治会館組合にご相談下さい。

自治体での利用法	手続き等	説明（考え方）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部利用・私的利用 ・ 教育機関での利用 ・ 特定者に対する申請書・報告書への掲載 ・ 一時的資料 ・ イラストの利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請手続き無し ・ 出所明示無し 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部利用で非特定の者の目に触れない。 ・ 一時的な利用で後日破棄する。 ・ 地図的な使われ方ではない ・ データの少量利用
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学術論文 ・ テレビ番組等での短時間利用 ・ 刊行物への少量地図挿入 ・ パネル作成 ・ A3 サイズ以下の地図コピー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請手続き無し ・ 出所明示必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非特定の者に配布する若しくは目に触れる場合。 ・ データの少量利用
<ul style="list-style-type: none"> ・ A3 サイズより大きな地図コピー（紙地図を原稿とする場合） ・ 白図印刷（増刷する場合） ・ GISでの背景利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複製承認申請必要 ・ 承認番号と出所明示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地図としての複製利用（測量、刊行並びに WEB 配信の目的の場合）
<ul style="list-style-type: none"> ・ A3 サイズより大きな地図コピー（データを原稿とする場合） ・ 白図印刷（データから作成する場合） ・ 加工して GIS で利用 ・ 地図を加工 ・ 別地図作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用承認申請必要 ・ 承認番号と出所明示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地図としての加工利用 ・ 新たな地図成果を作成する場合（データの紙出力を含む）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 営利目的の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三重県自治会館組合へ相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別途データ使用料が必要な場合がある。

また、測量成果の複製・使用についての原則的な考え方、申請書の記入例等については、国土交通省国土地理院ホームページ（<http://www.gsi.go.jp/LAW/2930/index.html>）をご覧ください。

Q9 共有デジタル地図成果の刊行物化について具体的内容を教えてください。

回答：刊行物化は、「自治体事務手続きの軽減」及び「利用者負担」を意図して実施いたします。刊行物とする成果は、撮影原データ（TIF ファイル）、写真地図データ（TIF ファイルと PDF データ）、数値地形図成果（DM データ・Shape データ・DXF データ・JPJIS 準拠 XML データ・PDF データ）を予定しております。

委託先は公募により決定する予定ですが、現在の国土交通省国土地理院の成果刊行物と類似した販売方法を実施する予定です。

従いまして現時点では刊行物の販売価格、販売予定日等につきましては未定となっております。

参考までに国土地理院刊行物を扱っている(財)日本地図センターのネットショッピングサイトを掲示します。（<http://net.jmc.or.jp/index.html>）

【撮影原データの利用についての質問】

Q10 「撮影原データ」の利用できる単位は図面毎ですか。

回答：「撮影原データ」は、撮影データそのものですので、1 km 四方程度の範囲が1カットで撮影されており、標定図（撮影した位置を示した地図）等より必要カットを指定して頂く事になります。標定図は自治会館組合にて管理しておりますのでお問い合わせ下さい。

Q11 「撮影原データ」の提供データ形式およびデータの大きさについて教えてください。

回答：フォーマットはTIF形式にて提供いたします。なお、1カットあたりのデータ量は北部地域で約250Mバイト、南部地域で約140Mバイトとなります（北部と南部で撮影カメラの種類が異なるため）。

Q12 自治体の管理区域内「撮影原データ」利用について借用先及び手続き等を教えてください。

回答：別種の測量成果を作成するために利用する場合は、測量法第44条に則った使用申請を「共有デジタル地図成果利用ガイドライン」内様式集の様式-2に従って三重県自治会館組合にご提出下さい（電子メールで可）。自治会館組合内での審査後（最長14日程度）、承認番号をメールにてご返信いたします。利用許可された場合は、データを三重県自治会館組合にて無償で複製いたしますので、提供媒体の持参もしくは送付をお願い致します。

また、内部でのデータの閲覧や会議資料で利用する場合は、ガイドラインに準じてお使いください。なお、複製行為に当たる場合や外部からの問合せについては、三重県自治会館組合へ問合せいただけますようお願いいたします。

また、撮影原データを使用した成果品については、承認番号及び資料名と、「第三者が複製品を新たに複製する場合は、複製承認を得なくてはならない」旨の明示をお願いいたします。一時的な内部利用の資料については、明示は必要ありません。

なお、成果品がデジタルデータで、更にその成果品の流用が想定される場合は、JISX7115に準拠したメタデータを作成して下さい。ただし自治体の場合には、これら成果品の提出は不要といたします。

Q 1 3**自自治体の管理区域内「撮影原データ」について企業・住民の利用依頼がきた場合の対処は。**

回答：原則として自治体からの提供は出来ません。代用として、「写真地図データ」の利用を勧めて下さい。どうしても「撮影原データ」が必要であれば、刊行物として販売予定ですので、委託業務（参照 Q 3 0）以外での利用はしばらく待っていただいで下さい。刊行物として販売された段階においては、自治体側で刊行物化の案内をしていただければ結構です。不明点については直接三重県自治会館組合にご連絡いただけるようにご手配下さい。

Q 1 4**他自治体の管理区域内「撮影原データ」が使用したい場合の対処は。**

回答：三重県自治会館組合にご連絡下さい。測量法に則った審査・手続きにて手配させていただきます。

Q 1 5**「撮影原データ」を使って、縮尺 1/1,000 の地形図を作成したいのですが。**

回答：三重県自治会館組合に対して使用承認申請（測量法 44 条）を行って下さい。利用目的を審査の上で、利用方法が適当であれば許可されます。なお、作成した地形図には、Q 1 2にあるとおり承認番号等の出所の表示を明記願います。

Q 1 6**「撮影原データ」を使って、独自の写真地図データを作成し直したいのですが。**

回答：三重県自治会館組合に対して使用承認申請（測量法 44 条）を行って下さい。利用目的を審査の上で、利用方法が適当であれば許可されます。なお、作成した写真図データについて、Q 1 2にあるとおりメタデータを作成願います。

【写真地図データの利用についての質問】

Q17 自自治体の管理区域内「写真地図データ」について利用手続き等を教えて下さい。

回答：自自治体分の写真地図データ（PDF, TIF）は各自治体のデータ管理者が保管していますので、複写して利用してください。他市町のPDF、TIFファイルが必要な場合は、自治会館組合にお問い合わせ下さい。なお、M-GIS形式のデータについては、三重県が三重県全域分をインターネット上で公開しています（<http://www.m-gis.pref.mie.jp/>）ので、ダウンロードしてお使い下さい。

なお、写真地図データは「1/2,500 写真地図データ」と「1/10,000 写真地図データ」の2種類がありますので用途に応じて使い分けて下さい。

「写真地図データ」を内部利用する場合は、原則申請不要ですが、別成果を作成する場合等で測量法に準じた複製・使用行為に値する場合は、複製申請若しくは使用申請を「共有デジタル地図成果利用ガイドライン」内様式集の様式 - 1 若しくは様式 - 2 に従って三重県自治会館組合にご提出下さい（電子メールで可）。三重県自治会館組合内での審査後、承認番号をメールにてご返信いたします。ただし、申請対象は測量法に準じますので、刊行物への少量地図挿入等は測量法上の手続きが不要です。（参照 Q8）

上記手続きに則っていただければ、委託業務において 1/2,500 写真地図データを委託先に提供することは可能です。（参照 Q30）

また、「写真地図データ」を使用した成果品については、承認番号及び資料名と、「第三者が複製品を新たに複製する場合は、複製承認を得なくてはならない」旨の明示をお願いいたします。なお、成果品がデジタルデータで、更にその成果品の流用が想定される場合は、JISX7115 に準拠したメタデータを作成して下さい。ただし自治体の場合には、これら成果品の提出は不要といたします。

Q18

自自治体の管理区域内「写真地図データ」について企業・住民の利用依頼がきた場合の対処は。

回答：「写真地図データ」は、刊行物として販売予定ですので、委託業務（参照 Q30）以外での利用はしばらく待っていただけて下さい。刊行物として販売された段階においては、自治体側で刊行物化の案内をしていただければ結構です。不明点については直接三重県自治会館組合にご連絡いただけるようにご手配下さい。

ただし、紙媒体での提供については自治体独自で可能ですので、Q38を参照の上実施して下さい。

また、インターネットによるダウンロードサービスを各自治体で行っていただいても結構ですが、解像度を荒くする等、刊行物と同一にならないようにご配慮願います。その際は、出所の明示と、自治会館組合への使用承認申請（測量法44条）が必要となります。

Q19

他自治体の管理区域内「写真地図データ」が使用したい場合の対処は。

回答：三重県自治会館組合にご連絡下さい。測量法に則った審査・手続きにて手配させていただきます。

Q20

「写真地図データ」を使って、パネル写真を作成し、管内図として掲示してもよろしいですか。

回答：パネル作成については申請不要ですが、出所の明示をして下さい。

例：「出典：平成18年度デジタルオルソフォト（三重県自治会館組合）」

Q21

自治体施設周辺の「写真地図データ」を印刷し、周辺案内を記入して施設案内図として使用してよろしいですか。

回答：不特定多数の者に配布する場合は、「刊行物」とみなされて三重県自治会館組合への使用承認申請（測量法44条申請）が必要となります。案内図には承認番号と出所の明示が必要となります。刊行物に占める絵柄の割合が少量の場合（参照 Q8）であれば出所の明示のみで申請不要となります。

Q22

道路建設で提出する許認可（保安林解除、林地開発申請）の申請図書資料として、「写真地図データ」を印刷して使いたいのですが。

回答：自治対等へ提出する申請書の添付地図や、特定の者からの依頼により作成する報告書等に複製物を掲載する場合は申請不要で利用が可能です。出所の明示も不要です。

【数値地形図成果の利用についての質問】

Q 2 3 自自治体の管理区域内「数値地形図成果」について利用手続き等を教えて下さい。

回答：自自治体分の「数値地形図成果（DM, Shape, PDF, DXF データファイル）」は各自治体のデータ管理者が保管していますので、複写して利用して下さい。JPJIS 準拠 XML データとレベル 10,000 数値地形図については後日三重県自治会館組合から提供予定です。他市町の数値地形図成果が必要な場合は、自治会館組合にお問い合わせ下さい。

「数値地形図成果」を内部利用する場合は、原則申請不要ですが、別成果を作成する場合等で測量法に準じた複製・使用行為に値する場合は、複製申請若しくは使用申請を「共有デジタル地図成果利用ガイドライン」内様式集の様式 - 1 若しくは様式 - 2 に従い、自治会館組合にご提出下さい（電子メールで可）。自治会館組合内での審査後、承認番号をメールにてご返信いたします。ただし、申請対象は測量法に準じますので、刊行物への少量地図挿入等は測量法上の手続きは不要です。（参照 Q 8）

上記手続きに則っていただければ、委託業務においても「数値地形図成果」を委託先に提供することは可能です。（参照 Q 3 0）

また、「数値地形図成果」を使用した成果品については、承認番号及び資料名と、「第三者が複製品を新たに複製する場合は、複製承認を得なくてはならない」旨の明示をお願いいたします。なお、成果品がデジタルデータで、更にその成果品の流用が想定される場合は、JISX7115 に準拠したメタデータを作成して下さい。ただし自治体の場合には、これら成果品の提出は不要といたします。

Q 2 4 自自治体の管理区域内「数値地形図成果」について企業・住民の利用依頼がきた場合の対処は。

回答：データは、刊行物として販売予定ですので、しばらく利用を待っていただけて下さい。

刊行物として販売された段階においては、自治体側で刊行物化の案内をしていただければ結構です。不明点については直接三重県自治会館組合にご連絡いただけるようにご手配下さい。

ただし、紙媒体での提供や、マイラー原図を作成してそこから複写することについては自治体独自で可能ですので、Q 3 6 , Q 3 8 , Q 4 0 を参照の上実施して下さい。

また、インターネットによるダウンロードサービスを各自治体で行っていただいても結構ですが、画像化する等、刊行物と同一成果にならないようにご配慮願います。その際は、出所の明示と、自治会館組合への使用承認申請（測量法 44 条）が必要となります。

Q 2 5 他自治体の管理区域内「数値地形図成果」が使用したい場合の対処は。

回答：三重県自治会館組合にご連絡下さい。測量法に則った審査・手続きにて手配させていただきます。

Q 2 6

現時点で数値地形図成果を利用して、測量法に基づく測量を実施することは可能ですか。

回答：数値地形図成果は事業途中の中間成果であり国土地理院の審査が終わっていません。しかしながら、公共測量成果としての位置付けは得られていますので、他の公共測量に利用は可能です。その際には、国土地理院から「地理院の審査前の成果であるため、精度を確認された上で使用すること」旨の技術的助言がつくこととなります。(参照 Q 1)
数値地形図成果を含む共有デジタル地図成果を基に、公共測量を行う場合は、複製承認申請(測量法第 43 条)あるいは使用承認申請(同法第 44 条)を自治会館組合に提出してください。

Q 2 7

「数値地形図成果」を使って、数値地形図の修正を実施したいのですが。

回答：三重県自治会館組合に対して使用承認申請(測量法 44 条)を行って下さい。利用目的を審査の上で、利用方法が適切であれば許可されます。

Q 2 8

「数値地形図成果」を使って、水道戸番図を作成したいのですが。

回答：三重県自治会館組合に対して使用承認申請(測量法 44 条)を行って下さい。利用目的を審査の上で、利用方法が適切であれば許可されます。

Q 2 9

「数値地形図成果」を使って、色塗り図を作成したいのですが。

回答：色塗り図が別成果として位置付けられるものであれば、三重県自治会館組合に対して使用承認申請(測量法 44 条)を行って下さい。別成果として位置付けられるケースには、都市計画図(総括図) 道路網図、下水道網図などの作成が該当します。なお、作成する地図が一時的な利用を行うものである場合には申請無しで作成できますが、外部へ閲覧もしくは配布する場合には、使用承認申請(測量法 44 条)が必要となります。

【自治体内利用での手続きについての質問】

Q 3 0 自治体内委託業務で各種成果を業者に提供することは可能ですか。

回答：可能です。ただし、委託業務契約書等の中で「貸与データは三重県自治会館組合所有の公共測量成果物であり、本業務以外での利用を行わないこと」等の記述を行い、委託業務以外で利用しない旨の指示（目的外利用の禁止）を書面で委託業者に行ってください。書式は特に指定しません。

また、三重県自治会館組合で管理している成果（撮影原データ等）についての貸与（データコピー）は、委託業者直接ではなく、必ず自治体経由でお願いいたします。各種申請書面も作業機関名以外は自治体名でご提出下さい（電子メールで可）。

なお、成果の利用方法が測量法の複製あるいは使用に該当する場合は、自治体（発注者）にて測量法の手続きが必要です。（参照 Q 2 3）

Q 3 1 業務で撮影原データ、写真地図データ、数値地形図成果等を出図して、参考資料として一時的に使用したいのですが。

回答：打ち合わせ等で一時的に利用し、利用後は保管することなく処分する予定の資料についての申請は不要です。作業終了後廃棄が原則ですが、参考資料として残しておく必要が生じる場合は、誤用しないようにご注意ください。

Q 3 2 教員が学校で教材として使用したいのですが。

回答：営利を目的としない教育機関では、申請不要で自由に利用出来ます。出所の明示も不要です。（参照 Q 8）

Q 3 3 職員の学術論文に使用したいのですが。

回答：学会での発表や、学術論文（営利目的で刊行するものは除く）において利用する場合は、出所の明示を行うだけで、申請は不要となります。（参照 Q 8）

回答：パンフレット内の地図使用量が下記より大きく、不特定多数の者に配布する場合は、「刊行物」とみなされて三重県自治会館組合への複製承認申請（測量法 43 条申請）あるいは使用承認申請（測量法 44 条申請）が必要となります。転載した地図には承認番号と出所の明示が必要となります。なお地図使用量が下記以内であれば出所の明示のみで申請不要となります。

書籍、冊子、報告書、リーフレット等に使用

- 一 書籍等の 1 ページの大きさに対し 1 / 4 以下の大きさを地図等の一部を掲載するもの
- 二 書籍等の 1 ページの大きさに対し 1 / 2 以下の大きさを地図等の一部を掲載しようとする場合は、書籍等の総ページ数の 30 % 以内で利用するもの
- 三 書籍等の 1 ページの大きさに対し 1 / 2 を超え、1 ページに収まる大きさを地図等の一部を掲載しようとする場合は、書籍等の総ページ数の 10 % 以内で利用するもの
- 四 書籍等の内容に合致する地図等の一部を書籍等の表紙に利用するもの

Web サイト等の場合

- 一 300 × 400 ピクセル以下の大きさを地図等の一部（ラスタ形式）を掲載するもの
- 二 300 × 400 ピクセルを超え、画面に収まる大きさを地図等の一部（ラスタ形式）を掲載しようとする場合は、Web サイト全体の中で 5 枚まで利用するもの
- 三 ただし、スクロール機能により画面の大きさ以上の地図等を見ることが出来る場合を除く。

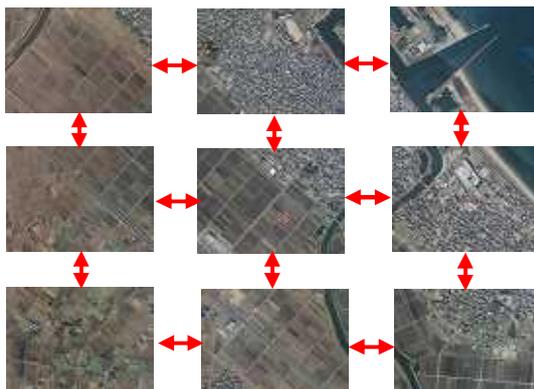
Q 3 5 自治体内のパンフレットへの出所の明記はどのように記載すればよいですか。

回答：出所の明示については、成果を組織外に配布するため、空間情報という性格から何時・誰が作成した・どのような成果かを明示しておく必要があります。このため、右例のように出所を明示願います。記載位置については、利便上、出典名が邪魔になることもあるため、図枠外に記載しても構いません。

また、複数の画像データを合成して使用する場合には、図枠外のどこか一箇所に outsource の明示をしてください。



出典：平成 18 年度デジタルオルソフォト
(三重県自治会館組合)



出典：平成 18 年度デジタルオルソフォト
(三重県自治会館組合)

パンフレットなどで、数カットの画像を利用する場合は、パンフレットの末尾に「航空写真の出典：平成 18 年度デジタルオルソフォト(三重県自治会館組合)」等の記載をすることで使用できます。



【住民・業者への配布の手続きについての質問】

Q 3 6 従来の紙の印刷地図(白図)を数値地形図成果から作成し、住民・業者へ配布することは可能ですか。

回答：提供することが可能です。各自治体独自で印刷を委託していただいて結構です。ただし、白図のような新たな地図成果を作成した場合は、使用承認申請(測量法第 44 条)を自治会館組合に提出願います。マイラー原図を作成する場合も同様です。

作成した白図には、承認番号と出所等を明示してください。

なお、販売手数料については、各自治体の規定に従ってご決定下さい。

Q 3 7

数値地形図成果や写真地図データのうえに危険箇所等の情報を付加して紙出力し、自治会等に配布することは可能ですか。

回答：地図刊行物（広報図）など新たな地図成果を作成して配布する場合は、三重県自治会館組合に使用承認申請（測量法 44 条）を提出する必要があります。なお、地図には承認番号と出所等を明示願います。

配布資料内に補足的に地図等を挿入する場合（参照 Q 3 4）は、出所の明示をすることで申請手続きを行わず配布可能です。

数値地形図成果や写真地図データによって承認番号が異なりますのでご注意ください。

Q 3 8

撮影原データ、写真地図データ、数値地形図成果について、窓口でコピー（紙）を求められた場合はどうすればよいですか。

回答：従来、市町の窓口で行われていた地図のコピーサービスは、A3 サイズ以下での紙出力であれば、特に複製承認申請は不要です。ただし、外部に出る資料となりますので、可能な限り出所の明示を行って下さい（システム的に出所の明示が出来ない場合は、提供書に出所と注意事項を周知願います）。また、撮影原データは解像度が高く、プライバシー侵害となり得る可能性がありますので、自治会館組合にご相談下さい。

A3 より大きなサイズ紙出力の場合には、以下のように対処願います。

予めコピーを配布する目的がある場合

- ・ 予めコピーサービスを行う旨を三重県自治会館組合まで連絡お願いいたします。三重県自治会館組合に複製承認申請（測量法 43 条）あるいは使用承認申請（測量法 44 条）を得る必要があります。（電子メールで可）
- ・ 提供する地図には、承認番号と出所等を明示してください。

コピーを配布する目的が無い場合

内部で使用することを目的に作成した紙地図あるいは GIS の出力図について提供を求められた場合は、情報公開法（条例）に基づいて交付願います。

なお、交付を受けた写しの利用については、測量法の適用を受けることになります。

Q 3 9

自治体ホームページ上で、データのダウンロードが出来るようにしても良いですか。

回答：インターネットによるダウンロードサービスを各自治体で行っていただいても結構ですが、画像化する・解像度を荒くする等、刊行物と同一成果にならないようにご配慮願います。その際は、出所の明示と、自治会館組合への使用承認申請（測量法 44 条）が必要となります。

Q40

窓口で、A0版の都市計画基本図（S=1/2,500）をコピー（青焼き）提供するにはどのような手続きが必要ですか？

回答：次のケースについては、複製承認申請（測量法第43条）を提出いただくことで提供可能です。

- ・ 市町が自治会館組合から使用承認を得て作成した基本図(白図)マイラ原図から、コピーあるいは青焼きして提供する場合（参照 Q36）

また、次のケースについては、使用承認申請（測量法第44条）を提出いただくことで提供可能です。

- ・ 自治会館組合から提供する数値地形図 PDF データをプロッタ出力して提供する場合
- ・ 市町のGISからダイレクトにプロッタ出力して提供する場合
- ・ 市町で配布のため別途作成した地図（白図印刷など）を提供する場合

Q41

共有デジタル地図成果の複製品あるいは使用して作成した地図へは、どのように出典を明示するのですか？

回答：共有デジタル地図成果を複製あるいは使用して地図成果を作成した場合は、測量法第44条に則った出典の明示が必要となります。以下の例を参考に出典の明示をお願いします。

【数値地形図データの場合】

この地図は三重県自治会館組合管理者の承認を得て、同組合所管の「2006 三重県共有デジタル地図（数値地形図2500(道路縁1000)」を使用し、調整したものである。(承認番号：三自治第 号)

本成果を複製あるいは使用して地図を調整する場合は、同組合の承認を必要とする。

【小縮尺地図データの場合】

この地図は三重県自治会館組合管理者の承認を得て、同組合所管の「2006 三重県共有デジタル地図（数値地形図縮図10,000)」を使用し、調整したものである。(承認番号：三自治第 号)

本成果を複製あるいは使用して地図を調整する場合は、同組合の承認を必要とする。

【写真地図データの場合】

この地図は三重県自治会館組合管理者の承認を得て、同組合所管の「2006 三重県共有デジタル地図（写真地図データ 地上解像度40cm)」を使用し、調整したものである。

(承認番号：三自治第 号)

本成果を複製あるいは使用して地図を調整する場合は、同組合の承認を必要とする。

【撮影原データの場合】

この地図は三重県自治会館組合管理者の承認を得て、同組合所管の「2006 三重県共有デジタル地図 (撮影原データ 地上解像度 10cm)」を使用し、調整したものである。(承認番号：三自治第 号)

本成果を複製あるいは使用して地図を調整する場合は、同組合の承認を必要とする。

【GISでの利用手続きについての質問】

Q42

数値地形図成果や写真地図データについて、個別業務GISの背景図として利用することは可能ですか。

回答：市町・県内部でのご使用であれば利用は可能です。なお、ご使用にあたっては次の措置をお願いいたします。

GISを外部の方が閲覧する場合は、地図情報の精度について周知願います。

例：平成18年度撮影の空中写真を基に作成したデジタル地図、道路縁は1/1,000、その他項目は1/2,500で作成しています。

複製承認申請(測量法第43条)を、三重県自治会館組合にご提出下さい(電子メールで可)。

予め、GISから外部に対してA3サイズより大きい図面のコピーサービスを行うことが判明している場合には、三重県自治会館組合へのと別途で使用承認申請(測量法44条)を提出する必要があります。(参照 Q36・Q38・Q40)

Q43

数値地形図成果や写真地図データについて、住民公開型WebGISの背景図として利用することは可能ですか。

回答：数値地形図成果(ベクトルデータ)を利用者が取得できない配信方法の場合において、利用が可能です。なお、ご使用にあたっては次の措置をお願いいたします。

複製承認申請(測量法第43条)三重県自治会館組合にご提出下さい(電子メールで可)。

地図等の参照にあたっては、地図情報等の出所と注意事項について周知願います。

例：・この写真は、平成18年度撮影の空中写真を基に作成した三重県自治会館組合の写真地図データを使用しています。

・この地図は、平成18年度撮影の空中写真を基に作成した三重県自治会

館組合のデジタル地図(平 19 部公第 58 条)を使用しています。

- ・ この地図は、閲覧を目的としていますので、地図画面の画像データやその印刷物を使って複製や地図の調整を行うことを禁じます。

システムから地図をプリントできる場合は、次のように出所を明示してください。

- 例 :
- ・ この写真は、平成 18 年度撮影の空中写真を基に作成した三重県自治会館組合の写真地図データを使用しています。
 - ・ この地図は、三重県自治会館組合のデジタル地図(平 19 部公第 58 条)を複製して転載したものである。
 - ・ この地図を第三者が複製する場合は、三重県自治会館組合の承認が必要です。

自治会館組合へ、次の事項について報告をお願いいたします。

- ・ ホームページアドレス